

教育に関する大綱の策定について

(1) 大綱とは

- ① 地方公共団体の長が大綱を定める。
- ② 地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策について、その目標や施策の根本となる方針を定めるものである。
- ③ 教育基本法に基づき策定される国の教育振興基本計画における基本的な方針を参酌して定める。
- ④ 大綱が対象とする期間は、法律での規定はないが、地方公共団体の長の任期や国の教育振興基本計画の対象期間が5年であることに鑑み、4～5年を想定している。
- ⑤ 市町村の教育振興基本計画やその他の計画を定めている場合は、その中の目標や施策の根本となる方針の部分が大綱に該当すると位置づけることが可能で、地方公共団体の長が総合教育会議において教育委員会と協議・調整し、当該計画をもって大綱に変えることと判断した場合には、別途大綱を策定する必要はない。
- ⑥ 大綱に記載された事項を含め、教育委員会の所管に属する事務については、自らの権限と責任において、管理し、執行すべきものである。

(2) 策定に向けた基本的な考え方

- ① 国の第2期教育振興基本計画を参酌しつつ、第4次摂津市総合計画と整合性を図りながら大綱を策定する。
(他の計画の目標や施策の根本となる方針の部分が大綱に該当すると位置づけることができることから、第4次総合計画の基本構想部分を大綱と位置づけることなども含めて検討)。
- ② 大綱(案)を第2回摂津市総合教育会議でお示しする。